

よくあるご質問

【Q1】 貿易関係証明申請者登録は、商工会議所の会員のみ可能ですか？

→仙台商工会議所の会員・非会員問わず登録することができます。ただし、手数料が異なり、**会員は1,100円(税込)、非会員は3,300円(税込)**いただいております。

【Q2】 当社は名取市にあるのですが、仙台で発給できますか？

→基本的には最寄りの商工会議所／商工会で登録・発給していただいております。
ただし、最寄りの商工会議所／商工会が発給業務をしていない場合、仙台で登録・発給することが可能です。その際は企業登録時に「地区外登録の理由書」をご提出ください。

【Q3】 仙台商工会議所の会員です。申請者登録をせずにすぐに発給できますか？

→会員・非会員を問わず、貿易関係証明申請に際し、申請者登録は必要です。

【Q4】 申請者登録をすればすぐに証明書を発給できますか？

→新規登録の場合、登録手続きに1週間～2週間程度のお時間をいただいております。
また、書類に不備・不足があった場合、受理できませんので、申請者登録の際は可能な限り余裕をもってご登録ください。

【Q5】 申請者登録の際に登録する署名者（サイナー）は、1社あたり何人でも可能ですか？

→可能です。貴社所属の方を、複数名ご登録することをお勧めします。

【Q6-1】 署名者（サイナー）として登録しておりませんが、登録した署名者（サイナー）が不在なので代わりに署名したいのですが。

→登録していない署名者（サイナー）は署名することができません。
署名は必ず登録した本人のサインをお願いします。
または、「貿易関係証明申請者の署名変更届」にて追加登録をしたうえでサインをしてください。

【Q6-2】 登録した署名者（サイナー）が不在です。代筆は可能ですか？

→代筆はできません。必ず登録した本人が署名をしてください。

【Q7】 原産地証明書の専用用紙は、全国どこも同じですか？ 以前東京で発給をしていた際用の紙が余っているのですが。

→基本的に同一のものです。証明書には各地発給事務所の名前が記載しております。
新たに仙台商工会議所でお買い求めください。
原産地証明書用紙は100枚綴り1,100円(税込)で販売しております。

【Q8】 法人でも個人事業主でもない一般個人(副業、主婦、退職者、学生等)ですが、先方から原産地証明書を発給してくれと言われました。登録をすれば発給できますか？

→基本的に一般の方は商工業者ではないため、貿易関係証明の登録対象外となります。
先方からの依頼があったとしても、発給することはできません。

【Q9】 原産地証明書に「宮城県産」「石巻産」などを記載したいのですが。

→原産地証明書は「日本産」であることを証明するものであり、産地を証明するものではございません。例外を除き、原則産地を記載することはできません。
食品輸出に係る産地証明書を希望の際は、農林水産省地方農政局のホームページをご確認ください。
(https://www.maff.go.jp/tohoku/kihon/yusyutu/file/syoumeisyo_all.html)

【Q10】 先方から原産地証明書の記載方法を指定されたうえで作成したため、修正は不可能なのですが。

→証明書の記載事項については、全国统一でルールを設けられております。
証明書に記載ができない事項もございますので、可能な限り商工会議所の指示に従ってください。

よくあるご質問

【Q11】 原産地証明書入力フォームの使い方がわかりません。

→別紙にて入力マニュアルをご用意しておりますのでそちらをご確認ください。

【Q12】 原産地証明書は、輸出後でも発給可能ですか。

→原産地証明書は基本、船積み前に申請が原則ですが、出港日から6か月以内の申請であれば通常通りの申請を認めております。しかし、1年を超える場合は発給することができません。

【Q13】 署名者（サイナー）の追加は可能ですか？

→貿易関係証明申請者登録の有効期間内（2年間）であれば、いつでも可能です。
希望の場合は、お問い合わせください。

【問い合わせ】

仙台商工会議所 地域づくり推進グループ

TEL：022-265-8184 FAX：022-217-1551 Mail：chiiki-all@sendaicci.or.jp